

令和8～10年度大和町宮床児童館外2施設

運営業務

公募型プロポーザル実施要項

令和7年8月

大 和 町

1. 目的

大和町は宮床地区において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条及び第40条に規定する児童館として宮床児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館を、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として宮床児童館放課後児童クラブ、もみじヶ丘児童館放課後児童クラブ及び杜の丘児童館放課後児童クラブをそれぞれ運営しています。

この実施要項は大和町宮床児童館（放課後児童クラブ含む。）、大和町もみじヶ丘児童館（放課後児童クラブ含む。）及び杜の丘児童館（放課後児童クラブ含む。）の契約候補者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

本公募は3施設の案件を一括して実施します。参加希望者は、3施設全ての運営についてその施設の意義・目的等を十分に理解した上でお申し込みください。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

令和8～10年度大和町宮床児童館外2施設運営業務

(2) 業務内容

令和8～10年度大和町宮床児童館外2施設運営業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日（水）～令和11年3月31日（土）

(4) 履行場所

名 称	住 所
大和町宮床児童館	大和町宮床字四辻85番地の6
大和町もみじヶ丘児童館	大和町もみじヶ丘三丁目32番地の2
大和町杜の丘児童館	大和町杜の丘一丁目13番地内

(5) 契約方法

公募型プロポーザルにより契約候補者を選定した後、地方自治法施行令第167条の2第2号に基づき随意契約を行います。

(6) 提案上限額

3施設3か年分の合計 一金280,560千円

※上記の額は業務の規模を表すものであり、予定価格を示すものではありません。

予定価格については契約候補者選定後、別途定めた上で1者から見積徴収を行います。

3. 参加資格等

参加資格は、下記のとおりです。（下記のアからウのいずれにも該当すること。）

(1) 参加資格

- ・ア 各児童館の目的を十分理解し、業務を行うことができる特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人格を有する者（以下「法人」という。）
- ・イ 申込時点で宮城県内に主たる事務所又はその他の事業所を有し、現に活動している者
- ・ウ 申込時点で放課後児童クラブ、保育所等児童福祉施設の運営実績を有する者

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、参加申込みできません。

- ・ア 法律行為を行う能力を有しない者
- ・イ 破産者で復権を得ない者
- ・ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・エ 国・県・市町村に収めるべき税金等を滞納している者
- ・オ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- ・カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員が該当団体の役員等をしている者
- ・キ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項、第180条の5第6項に該当する者
- ・ク 政治的又は宗教上の組織に属する者

4. 公募の日程（予定）

項 目	時 期
(1) 公告	令和7年8月4日（月）
(2) 参加申込書提出期間	公告日～令和7年8月25日（月）
(3) 質問受付	公告日～令和7年8月18日（月）
(4) 第1次審査期間	令和7年8月26日（火）～28日（木）
(5) 第1次審査結果通知	令和7年8月29日（金）
(6) 第2次審査提案書提出期間	令和7年9月1日（月）～9月5日（金）
(7) 第2次審査日	令和7年9月17日（水）※時間等別途個別通知
(8) 選考結果の通知	令和7年9月24日（水）
(9) 契約締結	令和7年10月31日（金）まで
(10) 運営業務の準備期間	契約日～令和8年3月31日（火）
(11) 運営業務の開始	令和8年4月1日（水）

5. 応募関係資料の配布

(1) 配布資料

- ・ 令和8～10年度大和町宮床児童館外2施設運営業務公募型プロポーザル実施要項
- ・ 提出様式 様式1 参加申込書
 - 様式2 申立書
 - 様式3 法人概要書
 - 様式4 企画提案書提出届及び企画提案書（様式4-①～⑧及び別表）
 - 様式5 参考見積書及び内訳書
 - 様式6 質問書
 - 様式7 参加申込取下げ書
- ・ 令和8～10年度大和町宮床児童館外2施設運営業務仕様書
- ・ 大和町児童館等運営事業者選考委員会設置要綱

(2) 配布方法

大和町ホームページに掲載しているので、必要に応じてダウンロードし使用してください。

【URL】 <https://www.town.taiwa.miyagi.jp/soshiki/kodomo/19008.html>

6. 申込方法

(1) 参加表明書及び1次審査資料の提出

①提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 申立書（様式2）
- ウ 法人概要書（様式3）
- エ 関係書類
 - ・ 法人の登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
 - ・ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ・ 法人の経理規定、就業規則、給与規定、旅費規程等の各種規定
 - ・ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近3か年分）又は納税義務が無い旨及びその理由を記載した申立書（様式2）
 - ・ 貸借対照表、損益計算書、収支決算書（直近3か年分）
 - ・ 令和7年度の法人の収支予算書

②提出部数 各1部（全て原本で提出すること）

③提出期限 令和7年8月25日（月） 午後5時

④提出場所 大和町役場1階 子ども家庭課

⑤提出方法 持参に限ります。（提出時に不足がないか確認します。）

⑥留意事項 提出物は返却しません。
また、提出後の補正は町から求めがある場合を除いて認めません。
なお、事前説明会、施設の見学会等はいりません。

(2) 2次審査資料（企画提案書等）の提出

①提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式4）
- イ 企画提案書（様式4-①～⑧）
 - ・大和町ホームページからダウンロードした様式を使用してください。
 - ・プレゼンテーションソフト等別ソフトを使用して作成する様式は不可とします。
 - ・図表、写真等の使用は可とします。
- ウ 職員配置計画書（様式4別表）
- エ 参考見積書（様式5及び5-①～③）

②提案書作成要領

ア 書式等

- ・用紙サイズ A4 横書き（一部縦書きやA3片袖折等可）
- ・文字サイズ 11ポイント以上とすること
- ・印刷色 不問
- ・ページ数 制限なし（下部にページ番号を必ず振ること）
- ・印刷方法 片面印刷（様式4-①～⑧及び別表については両面印刷）
- ・その他 各項目にインデックスを用いて開きやすいよう配慮してください。

イ 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

ウ 留意事項

- ・ 審査を公平に行う観点から、副本は提出者を特定できる情報を削除してください。
- ・ 記述はできるだけ簡潔かつ平易な表現にしてください。略称を用いる場合には初回に正式名称を記載し、略称を括弧書してください。
- ・ 提出後の差替え、再提出、修正等は一切認めません。
- ・ 仕様書の内容を踏まえ、より良い業務運営になるよう、参加者それぞれのノウハウにより積極的な提案内容としてください。
- ・ 提案内容は提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

②提出期限 令和7年9月5日（金） 午後5時

③提出場所 大和町役場1階 子ども家庭課

④提出方法 持参に限ります。（提出時に不足がないか確認します。）

⑤留意事項 提出物は返却しません。

また提出後の補正は町から求めがある場合を除いて認めません。

(3) 質問の受付

仕様書・実施要項について質問がある場合は、次の手続きをしてください。

- ① 提出書類 質問書（様式6）
- ② 提出方法 担当へ電子メール（kosodate@town.taiwa.miyagi.jp）により送信してください。送信時は件名を「大和町宮床児童館外2施設運営業務に関する質問書について」とし、送信後は必ず担当課へ電話連絡により受信確認をしてください。
- ③ 提出期限 令和7年8月18日（月）午後5時まで
- ④ 質問回答 質問者に随時回答を行い、令和7年8月19日（火）以降は質問者が特定されないように配慮した上で、大和町ホームページ上に公開します。
- ⑤ 留意事項 以下の質問には回答を行いません。
 - ・意見，主張であるもの
 - ・提案内容について町の見解，意見を問うもの
 - ・指定様式，指定した方法以外のもの
 - ・期限を過ぎたもの
 - ・質問者が自ら判断，調査を行うべきもの

(4) 参加申込書の取下げ

参加申込書提出後、何らかの事情により取下げたいときは、参加申込取下げ書（様式7）を担当課まで提出してください。なお、取下げた場合であっても既に提出された書類は返却しません。

7. 選考の方法

(1) 第1次審査（書類審査）

申込書類により、子ども家庭課で参加資格等の書類審査を行います。

(2) 第二次審査（面接審査：プレゼンテーション）

ア 開催予定日 令和7年9月17日（水）予定 ※時間は別途書面で個別に通知します。

イ 開催場所 大和町役場3階301会議室

ウ 出席者 ・説明者を含め3人以内とします。
・原則説明者1名が説明・質疑応答を行い、説明者の判断により随行者の発言も可とします。

エ 方法 ・面接審査は大和町児童館等事業者選考委員会（以下「委員会」という。）により行います。
・1者につき20分以内で説明後、15分程度各委員から質疑を行います。
・各委員への配布資料は企画提案書（様式4）、職員配置計画書（様式4別表）、参考見積書（様式5）となります。
・当日追加資料の配布・使用は認めません。

オ 留意事項 ・各委員や町職員へ審査に関連する事前接触をした場合は失格とします。
・審査は非公開で行います。
・OA 機器等を使用したい場合は、事前に担当課に申出をし、許可を得た上で、当日申込者で準備していただきます。なお、設置等の準備に要する時間は説明時間に含めません。

(3) 審査項目（委員1人あたりの配点を示します。）

①第1評価基準

審査項目		配点	選考基準
(1)	申込動機	5	① 申込の動機について
(2)	法人の理念	5	① 運営理念, 組織, 児童の健全育成等の活動実績
(3)	施設運営	15	① 活動内容や連携, 運営水準の維持について (内容・連携計画等)
(4)	家庭及び保護者との信頼関係構築	10	① 家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組みや情報提供の方法について
(5)	学校・地域との連携	15	① 子どもに対して, 学校と連続性をもった関わりを行うための考え方や取り組みについて ② 地域との連携について, どのような役割を發揮しようとしているか
(6)	運営上の工夫, 付加的サービス	5	① 現状を踏まえて, さらにサービス向上を図れる要素があるか
(7)	事故防止, 安全対策	10	① 施設内での事故防止対策, 安全対策や災害時に備えた避難訓練, 不審者対策等考え方や取り組みについて
(8)	職員	15	① 職員配置計画について ② 職員の採用計画, 職員年齢のバランスについて ③ 職員研修に対する考え方や取り組みについて
(9)	管理運営	15	① 安定した管理運営を継続できる事業者の経営基盤, 経営能力, 運営実績
(10)	総合評価	5	① 総合的な観点からの評価 (熱意, 課題への認識や取り組みの考え方)
合計		100	

②第2評価基準

審査項目	配点	選考基準
価格	10	最低価格提示者に10点を加点
		最低価格提示者以外の者 (最低価格/当該提示価格) × 配点 (10点) 上記算式で算出された点数を加点 ※小数点以下切捨て

※価格は3施設の3か年分の総合計金額を示します。

(4) 評価方法

- ① 算出方法 委員ごとに第1評価基準に基づき評価を行い, 第2評価基準で得た点数を加えた点数を各委員1人あたりの評価点とします。
各委員の評価点合計を申込者の得点 (以下「得点」という) とします。
- ② 順位 得点が最も高い申込者を第1位の契約候補者とし, 以下失格者を除いて得点順に順位を決定します。
- ③ 失格事項 得点が満点の60%未満の申込者については失格とします。

(5) 選考結果の通知・手続きについて

① 選考結果通知

選考結果については、令和7年9月24日（水）頃に申込者全員へ文書で通知します。

② 問合せ対応

委員会の審議内容や、各申込者の点数等評価内容に関する問合せには一切お答えしません。
また、審査結果に対する異議申立についても受け付けません。

(6) 選考結果の公表

契約候補者決定後、次の内容を大和町のホームページ上で公表する予定です。

- ・ 申込者名（点数・順位については非公表とします。）
- ・ 契約候補者名
- ・ 審査委員の名簿

8. 契約に関する次項

本プロポーザルの契約については、次のとおり行うものとします。

(1) 契約方法

審査の結果第1位となった者を契約候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うため、契約候補者から見積りを徴し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとします。

(2) 契約候補者と契約締結ができないときの取扱い

何らかの特別な理由により契約候補者と契約締結に至らない場合、又は契約締結後に契約を継続しがたい事由が発生した場合は、順位が上位の者から順に再度契約交渉を行うものとします。

9. 担当課

大和町役場子ども家庭課 保育支援係 千葉・金田

〒981-3680 黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL: 022-345-7503 FAX: 022-345-7240

Mail: kosodate@town.taiwa.miyagi.jp